

## 米海軍兵による集団強姦致傷事件に関する意見書

去る 10 月 16 日、本島中部において、米テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵 2 人が帰宅途中の成人女性に暴行を加え、けがを負わせたとして逮捕されるという極めて悪質な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えた。

在日米海軍によると、両容疑者は補給業務を支援する通常業務のため 14 日から米軍嘉手納基地で従事し、16 日にはグアムに移動予定だったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女性に性的暴行を加えてけがを負わせるという非人道的で女性の人権を蹂躪する米兵の蛮行に激しい憤りを覚え断じて許すことはできない。

本県では、これまでもこのような米兵による事件は幾度となく発生しており、今年 8 月にも米兵による強制わいせつ致傷事件が発生し、県内各地で怒りの声が上がったばかりである。

この間の度重なる抗議・要請に対し、米軍の事件・事故に対する綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く見えず、戦後 67 年が経過した今日においても米軍人等による様々な事件・事故が続発する状況は、本県がいまだに米軍の占領意識丸出しの無法地帯といっても過言ではなく、また、オスプレイの強行配備を進める日米両政府に県民の反発が強まる中での今回の事件に、市民、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米海軍兵による集団強姦致傷事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

### 記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人・軍属等の人権教育を徹底し、綱紀粛正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
3. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 10 月 19 日  
沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長